

ご利用の手引き

| | | | |
|----------|---|---|--------------------|
| 資金名 | 経営円滑化貸付（災害対応貸付） | | |
| 目的 | 災害により、被害を受け又は経営の安定に支障が生じている中小企業者に必要とする資金を融資する | | |
| 融資対象者 | 県内で事業を営む中小企業者等で次の①又は②のいずれかに該当する者 ① 災害により事業所等又は事業用資産に被害を受け、市町長が発行するり災証明書等を有する者 [その他のポイント①②③] ② <u>セーフティネット（SN）保証4号（自然災害等）</u> の認定を受けた者 [その他のポイント④] | | |
| 資金用途 | 融資対象者①については、災害復旧に必要な設備資金及び運転資金 融資対象者②については、経営の安定に必要な運転資金 | | |
| 借換 | 既往の県制度融資等「経営安定資金」からの借換資金として利用可能 [その他のポイント⑤] | | |
| 融資条件 | 利率 | 年0.90%（固定） | 期間 10年以内（うち据置2年以内） |
| | 限度額 | 1企業・1組合 2.8億円 | 預託 あり |
| | 信用保証 | 融資対象者①の場合：原則として保証協会の保証を付ける（取扱金融機関が認める場合は不要） 融資対象者②の場合：必ず保証協会の保証を付ける | |
| | 特別保証制度等 | 融資対象者②の場合：SN保証4号に対応（融資対象者①の場合は保証制度を問わない） | |
| | 責任共有制度 | 融資対象者①の場合：原則として対象（責任共有制度の対象外となる保証制度を利用する場合を除く） 融資対象者②の場合：対象外 | |
| | 保証料率 | 一般保証その他を利用の場合：保証協会所定の保証料率 SN保証4号利用の場合：年0.80% [その他のポイント⑥] | |
| | 連帯保証人 | 保証協会又は金融機関の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要） | |
| | 担保 | 保証協会又は金融機関の定めによる | |
| | 申込先 | 取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会 | |
| 申込書類 | ① 信用保証委託申込書（様式第1号）（信用保証を付す場合） ① 兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）（信用保証を付さない場合） | | |
| 添付書類 | ② 市町長が発行したり災証明書等の災害により被害を受けたことが確認できる書面（写）（融資対象者①の場合） ③ SN保証4号の認定書（融資対象者②の場合） ④ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類 | | |
| 融資フロー | <p>【信用保証を付さない場合】実行報告 [その他のポイント⑦]</p> | | |
| その他のポイント | ① 地震、豪雨、豪雪など災害の種類や規模を問わず利用できます。 ② 「り災証明書」「被災証明書」「り災届出証明書」などの名称は問いません。また、事業所等又は事業用資産に被害があれば、被害の程度、規模は問いません。 ③ り災証明書等の発行については、各市役所・町役場の担当窓口にお問い合わせください。 | | |

- ④ SN保証4号の認定は、事業所の所在する市町で受けることができます。詳細は、各市役所・町役場のSN保証担当窓口にお問い合わせください。
- ⑤ 「経営安定資金」とは、「経営円滑化貸付」全般、「経営力強化貸付」、「企業再生貸付」全般、「連鎖倒産防止貸付」、「金融変化対策貸付」及び「こうべ経済変動対策貸付」並びに平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度の「セーフティネット資金融資」をいいます。ただし、保証協会の保証を付ける場合は、保証を付けた経営安定資金からのみ借換が可能です。（その他、保証制度上の制限を受ける場合もあります）
なお、この場合、追加融資（真水部分）と借換資金を一本化しての利用も可能です。
- ⑥ 通常のSN保証4号にかかる保証料率は年0.90%のところ、県制度融資にかかる保証料軽減措置により、年0.80%が適用されます。
- ⑦ 保証協会の保証を付さずに本貸付を実行した場合、兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）及びり災証明書等について、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せてデータで送付ください。（保証協会の保証を付した場合は、取扱金融機関から県への報告・送付は不要です）